

庄原市監査委員告示第 4 号

令和 4 年 3 月 24 日付け庄原市監査委員告示第 2 号で公表した財政援助団体等監査の結果について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、庄原市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 4 年 5 月 25 日

庄原市監査委員	星 野 正 嗣
同	政 野 太

令和3年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

西城支所 地域振興室

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
庄原市障害者小規模作業 所運営補助金 （西城さをり しあわせ 工房）	検査調書について（所管部署に対するもの） 事業完了後の完了確認については、検査調書を作成され、適正な事務処理に努められたい。	庄原市補助金交付規則に基づき、事業完了の確認に際しては遺漏なく検査調書を作成し、団体運営補助金に係る事務を適正に執行する。	庄原市補助金交付規則